

## 性暴力根絶条例に係る指針の改正について

### 1 経緯及び趣旨

令和6年3月29日に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（平成31年福岡県条例第19号）が一部改正された。

改正後条例では、「性暴力となる行為に関し、その考え方、具体的な例、根絶に向けた対応の在り方等について検討を行い、検討の結果を踏まえ、その成果を性暴力の根絶に向けた対応に係る指針として告示するものとする。（第16条第2項、第3項）」とされた。

また、学校、スポーツ施設などの場所で、性的な意図をもって、同意を得ることなく、かつ正当な理由がなく撮影する行為に係る性被害を防止する措置を講ずる必要があることなどが盛り込まれた。

これらのことを踏まえ、性暴力根絶に向けた対応の在り方や指針の改正を検討する必要がある。

### 2 改正の考え方

改正後条例では「県民等は、条例第16条第3項の規定により知事が定める指針等を踏まえ、性暴力となる行為を行ってはならない」とされていることを踏まえ、改正する指針では、性暴力根絶に向けた対応を過不足なく盛り込むとともに、県民にわかりやすい内容としたい。

### 3 スケジュール（案）

時期	内容	備考
7月22日	令和6年度第1回性暴力対策会議	改正案の提示・協議
9月頃	令和6年度第2回性暴力対策会議 （書面開催）	改正案等に係る意見照会 関係各所調整
10月頃	令和6年度第3回性暴力対策会議	改正案等の取りまとめ・決定
12月	告示	

### 4 指針改正案

- ・現指針と改正指針案の項目に係る比較は次ページのとおり。
- ・改正後指針案は資料2のとおり
- ・資料2における具体的取組は、主な取組を例示するものであり、具体的な取組については別途作成する予定の「参考資料（仮称）」でお示ししたい。

○現指針と改正指針案の項目に係る比較

